

—— 組織内議員 群馬県議会議員 本郷高明より ——



9月28日県議会一般質問。「教職員の多忙化解消」について質問しました。

中教審が8月28日、「教師を取り巻く環境整備について 緊急的に取り組むべき施策」いわゆる「緊急提言」を通知しました。その冒頭には「教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない危機的状況にあると言っても過言ではない」と大変厳しい言葉が書かれています。そして提言には、直ちに取り組むべき事項として「業務の適正化」「働き方改革の実効性」「持続可能な勤務環境整備の支援」が示されています。そこで教育長には、中教審の「緊急提言」について、どのように受け止めているのか？また、多忙化解消に向けての決意を伺いました。

答弁としては【提言R5】の調査研究を基に、集計を急ぎ、緊急提言に繋げていく主旨をいただきましたが、多忙化解消については、給特条例の条文に「原則として時間外命令は行わない」とあることから、「超勤4項目」以外は、必要な業務を勤務時間内に納めるものとしてつくられた条例と考えます。しかし、このことは、どの調査結果からも、すでに限界にきているのは明らかです。県教委が主導して、トップダウンによる、業務の削減を真剣に考える必要があるのではないのでしょうか。全国的に、若者の教職離れが止まりません。教員養成課程の学生をはじめ、教育に関わろうとする人は教員の魅力を認識しています。しかし、それを上回る長時間労働と休日労働の常態化により、気持ちから教職から離れていき、そのことが、教員の未配置の原因のひとつとなっているのです。子どもたちの学ぶ権利の保障のため、県教委の一層の努力をお願いさせていただきます。

2023年度関東ブロック「インクルーシブ教育学習会」(Web開催)

群馬県教育会館をホスト会場として、2023年度関東ブロック「インクルーシブ教育学習会」がWeb開催されます。特別支援を担当している先生だけでなく、特別支援を担当していない先生も参加できます。インクルーシブ教育について学習していただけます。

- <日 時> 2023年11月11日(土) 13:30～15:30
- <講 師> 崔 榮繁(さいたかのり)さん
認定 NPO 法人 DPI 日本会議議長補佐
- <参加形態> zoom を利用した Web 開催
※ホスト会場：群馬県教育会館 4F
- <申し込み方法> 支部または県教組へ申し込んでください。
(別紙案内を参照)

カムパツクセミナー開催

県教組では、育休明けで学校に復帰する教職員の不安を少しでも軽減してもらうため、セミナーを行います。

- 日 時：2023年11月25日(土) 10:00～11:30
- 会 場：群馬県教育会館
- 参加対象者
育休中の組合員、未組合員。これから産・育休に入る方(男性も含む)
- 内 容：「応援します！仕事&子育て」「育児に関わる制度・休暇等」「賢く使おう・ろうきん」
- 申込み方法
県教組宛にメール(kumai@gtunet.com)か FAX(080-0800-0550 県内フリー)で 参加の旨を連絡してください。

群馬県教組アーカイブス

群馬県における勤評闘争 11

県教委は市町村教委を通して、校長が11月15日に評定書を提出するよう執拗に迫ってきました。前橋市議会も「勤評を確実に実施せよ」と決議して、勤評実施に批判的だった市教委に圧力をかけてきました。このような中、組合員の民主教育を守ろうとする熱意に呼応して、「勤務評定義務不存在確認訴訟」を前橋地裁に提訴する校長があらわれました(5名)。佐波郡や吾妻郡にも同じ動きがありましたが、県教委が説得し提訴しないよう働きかけました。

11月15日の勤務評定書の提出期限を山場とした校長や教委との交渉は連日続き、多くの支部と市町村教委との間で、県教組と県教委の話し合いがつくまで提出しないとか、提出延期・中止の約束が交わされました。この結果、期限までに評定書が出されたのは全体の13%に留まりました。

勤評に対する批判的な考えは、校長会、市町村教委だけでなく、11月11日に前橋一中PTAは総会で十分な話し合いを行うよう決議し、14日に利根郡教頭会は勤評の撤回を決議、18日に県市長会が黒澤教育長に教育界の混乱を収拾するよう要望、22日に沼田市の全PTA会長が勤評延期を申し入れ、30日には藤岡小PTAが勤評延期を決議、12月1日は前橋市の5小中学校PTAが勤評延期を県・市教委に申し入れするなど、どんどん広がっていくのです。

〈住宅ローンを検討しているあなた〉

まずは「ろうきん」に相談してみよう！

メリット 1 相談体制が充実

- ◆店舗はもちろん、職場や組合事務所でも相談できる
- ◆土日※にゆっくり相談できる
- ◆オンラインで家族も同席して相談できる

メリット 2 利用がしやすい

- ◆ATM引き出し手数料※が全額キャッシュバック！
- ◆WEBで仮審査申込ができる24時間 申込受付中！

メリット 3 返済がしやすい

- ◆店舗でもインターネットバンキングでも繰上げ返済手続きができる
- ◆インターネットバキグなら好き場所・時間でご利用可能！
- ◆さらに一部繰上げ返済の 手数料は無し！

住宅ローン専用サイト公開中

〈中央ろうきん〉住宅ローンの特徴や制度を動画で説明しています！

サイトへのアクセスはこちら

【土・日相談】※群馬地区のみの開催となります。※開催日程は営業店ごとに異なります。※詳しい開催日程については群馬地区営業店へお問い合わせください。
【ATM・CD 引出手数料キャッシュバックサービス】※普通預金・貯蓄預金口座のお引出し、カードローン(マイプラン・教育ローン【カード型】)のお引出しを対象に、1口座あたり何回でも、ATM・CDご利用時のお引出手数料を即時にご利用口座へキャッシュバックいたします。※キャッシュバック回数に制限はありません。

〈中央ろうきん〉へ取次ぎを希望の方は組合事務所まで商品の詳細は群馬県内各営業店へお問い合わせください。 2023年10月1日現在

群馬県教職員組合HP

発行所
前橋市大手町3の1の10
(教育会館)
電話(027)231-1151(代)
群馬県教職員組合
http://gtunet.com

群馬県教職員組合HP

http://gtunet.com

働き方改革 「持続可能な学校」のために声をあげよう！

文部科学省が行った、昨年度の教員勤務実態調査(速報値)によると、6年前の調査と比べてほとんど改善されていないことが明らかになりました。教職員不足の問題も年々深刻になっています。持続可能な学校づくりのため、私たちは声をあげます。

8月28日、中教審の特別部会は、教員の働く環境について「危機的な状況にあり社会全体で取り組むべきだ」とする「緊急提言」を出し、教育委員会ほかに取り組の一層の促進を求めています。その中で、年度中でも可能なことは行うよう求めています。一方、自民党の特命委員会は「教職調整額や主任手当の増額」などの待遇改善を議論していますが、「働き方改革」を進めるには待遇改善よりも教職員の増員と業務の削減が必要なのは、すでに明らかです。そして、給特法の廃止・抜本的な見直しです。これらを明確な形で進めないと、教職員不足も好転しないだけでなく、子どもたちの教育環境を守ることさえ危ぶまれます。

県教組は、子どもたちの教育環境を守るための「学校の働き方改革」の推進を訴え、前橋駅と高崎駅頭での街頭宣伝を実施するとともに、10月21日の教育研究会で「今、学校が大ピンチ！」と題した講演会を開いて、「学校の働き方改革」の具体策を模索し、組合員だけでなく一般の人たちへのよびかけを行っていきます。

職場で検討して変えられること、教育委員会に求めること、そして国に求めること、それぞれの段階で声をあげ、とりくみを進めていくことが、子どもたちの教育環境を守ることになるのです。

学校の働き方改革をすすめるために、是非ご参加ください！

群馬県教育研究会講演会

参加無料

10月21日(土) 14:00～16:00

講師：油布 佐和子 さん(早稲田大学教授)
演題：「教員の多忙化・学校の疲弊」
～働き方改革の行方を考える～
会場：群馬県生涯学習センター 第1研修室

※右記の二次元コードにより、参加申し込みをお願いします。

「業務削減」「正規教員の配置増」を知事へ要請 連合群馬2023政策・制度 知事提言



知事提言の様子

連合群馬は、9月21日、「連合群馬2023政策・制度要求と提言」を山本一太群馬県知事へ提出し、本年の政策内容の説明および意見交換をおこないました。県教組からは、連合政策委員として小濱執行委員長が参加しました。

意見交換の中で小濱委員長は、学校現場における長時間労働の状況を説明するとともに、長時間労働解消のためには、さらなる業務削減と加配等正規教員の配置増が必要であることを訴えました。

学校の長時間労働の実態はほとんど改善されていません。そのことが子どもたちの学びにも影響を及ぼしています。また、過重労働により心身を病む教職員

も跡を絶ちません。「こんなに忙しい状況で自分が休んでしまうと、他の先生やクラスの子どもたちに迷惑をかけてしまう。」との思いから、体調が悪くても無理して出勤する教職員や自分の子どもへの行事にも参加を控える教職員が、今でも大勢います。そして、上記のような学校現場の実態が、教員のなり手不足の原因ともなっています。一刻も早く、長時間労働を解消しなければなりません。

そのためには、業務の削減をさらに徹底するとともに、正規教員を増やしてゆとりのある教員配置にすること、給特法の抜本的見直しが不可欠です。



知事へ要請する小濱執行委員長

組合加入はスマートフォンインターネットからも！ 仲間の声を広げよう！ 組合加入はこちら →

学校の疲弊～「本務」の実態～

群馬県教組では各分会に要請し、「教育課程に関する実態調査」を実施しました。寄せられた回答の一部を紹介します。

1. 余剰時数の設定について

- 休校や出停、学級閉鎖など考えて余剰時数をとった計画となってしまう。
- 教科書の時数はテストの時間が含まれていないため、余剰時数で何とかやっている状況。
- 指導内容を終わらせるためにはやはり余剰が必要になってしまう。
- 授業内容が終わらない危惧がある。
- 中3については、進路関係でカットする時数を見込むため、時数を多めに設定せざるを得ない。

県教委は「計画の段階で標準時数を超えていれば問題ない。」と言っています。また、8月に中教審がまとめた「緊急提言」には標準を大幅に上回る授業時数は見直すこと、も盛り込まれており、1086コマ以上の学校は来年度から見えずこととしています。しかし、「群馬県中学校長会情報部」の調査(令和4年度)によると、中学1年生でそれを上回る1095コマ以上の学校が実に26%もありました。「余剰時数が多く、多忙感がある。」との意見もあり、余剰時間の多さが働き方改革の妨げになっているとも考えられます。

2. 指導内容・教育課程について

- 標準時数に対して指導内容が多いと思う。やらなければならないことが増えている。
- 「子どもの主体性を」という内容が増えて時間がかかる。
- 過密なんてものではない。小学校に英語が降りてその分中学校英語は難易度も上がり、内容も膨らみ、生徒はアップアップである。
- 指導内容が増え生徒が大変。ゆとりがない。「定着させる」までにいたらない場合の補充は不可能。そのため子どもに「できる」の実感はなかなか味わわせられない。
- 高度な内容になったにも関わらず、「基礎・基本の徹底」という矛盾のため、学力差は益々広がる。工夫、工夫というが、そのような余裕が多忙の中で可能なか疑問である。
- 教科書通りに指導する分にはいいが、今言われている「個別最適な学び」や「協動的な学び」など工夫してやろうとすると時数が足りなくなってしまう。
- 一日の日程が過密。休み時間に委員会や行事の係の仕事をしなくてはならず、イライラする子もいる。

多くの人が「指導内容の肥大」を指摘していて、そのため標準時数では指導しきれない状況にあります。また、指導内容、教育課程の過密は教員だけでなく、子どもたちをも苦しめています。

今回の調査結果から改めて「学校の疲弊」の様子が浮き彫りになりました。早稲田大学の油布佐和子先生(県教研講演者)は、連合総研のシンポジウムで「何よりも教員の仕事の中核部分である『学習指導』の領域では、担当時数は増加しており、勤務時間のほとんどが授業で埋め尽くされているのである。」と、教員の〈本務〉への負担過重についての課題について述べています。

詳しくは10月21日の県教研でお話をうかがいたいと思います。調査にご協力くださりありがとうございました。結果は日教組に報告し、国会要請や文科省要請に活用されます。

3. 持ち時数、過当たりのコマ数設定について

- 特支の担任は空き時間がない。また、特支へのコマが増え、全体的に持ち時数が多くなり負担が大きい。
- 指導内容がとて多いため過当たりのコマ数がとても多い。(毎日6時間×5日=30コマ)
- 担当が少ないため、持ち時数が多くなる教科がある。
- 会議の時間を確保するために5校時放課の曜日を作っている。そのためクラブや委員会を7校時目に行っている。
- 産休代替や病休補助の教員が補充されず苦しい。
- 代わりが見つからないと担任外にしわ寄せが来る。

コマ数だけでなく、特別支援学級と協力学級の授業の調整、初任研、アレルギー対応のため5校時に体育を入れないなど、様々な制約のために時間割を組むことの大変さもあります。中学校で5時間連続の授業がくまれて教員がいることも報告されています。

4. 端末の利用について

- ICTの利用には利点も多いと思うが、それ以上に環境や機器のトラブルが多い。
- 端末はとても便利だが、逆に「使わなければならない」といった感じになり、「手段」としての道具のほが「目的」になってしまっていることがよくある。
- デジタル機器の接続問題や間違った操作の訂正などの対応に追われ、本来の授業が短縮されてしまうことがある。
- 利用しようとしても速度が遅いだけでなく、うまく作動しない児童が出た場合に対処できない。
- インターネットを使用して調べ学習を進めるとき、閲覧したHPは見られないことが多く、また、教育上不適切なHPは見られることもあり、管理に気を遣う。
- 生徒がChrome Book、教師はiPad。
- 端末が配付されて3年が経ち、機器の不具合がだいぶ出ている。
- 修理費が個人負担になっている。(保険等が整備されていない。)
- 誰も使っていない。更新されたのか。つまり、誰か骨を折る担当がいないと使えないもの。

端末を使った授業はトラブルが発生することもあります。そのために予定通りに授業が進まず結果として余剰時間が必要になってしまうこともあるという現状です。また、最後の回答にもあるように、情報担当が更新や設定など本来業者がやる仕事を行っていることが問題です。



第64次全国学校事務研究集会

7月29日(土)～7月30日(日)

中止やオンライン開催などで4年ぶりの対面開催となり、全国から500人を超える仲間が集まりました。今回は、千葉県で開催され、群馬からは4人が参加しました。

全体会では、日教組事務研推進委員長から基調報告と日教組事務職員部長から中央情勢報告がありました。その後に「明確化通知のとりくみからみえたこと～あれから3年～」と題して、職務規定の見直しや標準的な職務の明確化通知のながれの中で、事務職員は、どのような役割を果たせるのか。事務職員制度の変革期にあって、制度確立にむけたビジョン・運動推進について、評価と検証を行い、今後の単組の運動につなげるためにシンポジウムが開催されました。

二日目は5つの分科会に分かれ、分科会ごとに設定された領域に沿い各単組からのレポートの提案、グループ討議などが行われました。参加者からの情報提供や活発な意見交換がされ、共同研究者から貴重な助言などをいただきました。



- | | |
|-------|---|
| 第1分科会 | 学びの保障(教育予算、就学、修学保障、施設予算など)
～学びを保障する学校づくりと教育予算～ |
| 第2分科会 | 運動と組織の前進(賃金・定数・諸権利など)
～運動と組織の前進を目指して～ |
| 第3分科会 | 事務職員の職務確立(職務内容、共同学校事務室、研究のあり方など)
～職務の確立について～ |
| 第4分科会 | 高校の学校事務
～高校と義務制でともに考える学校事務～ |
| 第5分科会 | これからの学校と学校事務をともに考える
～学校事務の未来を「そうぞう」する～ |

久しぶりに顔を合わせた他県の方々と、オンラインでは難しかった近況報告や雑談などもできて、楽しく有意義でした。あらためて参集して開催する良さを実感した集会でした。

憲法を守る義務があるのは・・・

—「母と女性教職員の会 全国集会」に参加して—

日教組は8月2日に日本教育会館で「母と女性教職員の会 全国集会」を開催しました。午前中の全体会では弁護士の椋(はんどう)大樹氏の講演、午後は「小学生」、「性と生」、「障害児の共生・共学」など12の分科会に分かれて討議しました。参加者の感想です。

憲法についての講演会と聞いて、私に理解できるかなと心配していたが、非常に有益で興味深いもので、あっという間に講演会が終わってしまった。

椋さんの話は非常に明快で、彼の経験に基づいた実例を交えながら話してくれたので、法律の抽象的な概念が具体的な事例として、初心者でも理解できた。憲法を守る義務があるのは、国民全体ではなく、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」として憲法第99条に書かれていると聞き、それを知らなかった自分にびっくりした。

時間の関係で、具体的な事例をたくさん聞けず残念だったので、椋さんの講演会がまたある時は、ぜひ参加したい。椋さんの情熱と熱意が伝わってきて、法律の重要性や社会的な影響について考えさせられた、有意義な時間であった。

